

令和6年能登半島地震の災害復旧工事を行う皆さまへ 解体・改修工事を行う場合の事前調査の重要性について



⚠️ 注意してください

高岡労働基準監督署は、災害復旧工事の安全パトロールを強化しております。
今般、建築物の解体工事現場において、石綿（アスベスト）を含有する建材があることを確認しました！

石綿（アスベスト）とは・・・

平成18年9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する可能性があるものです。

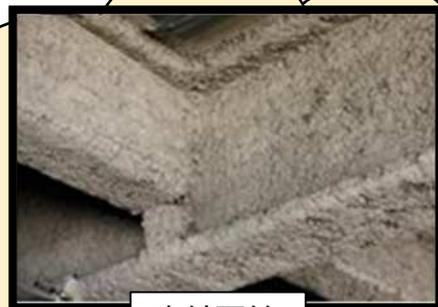
法律上、事業者は有資格者により、解体等の作業前に石綿等の使用の有無を事前調査しなければなりません。（一般建築物石綿含有建材調査者等）

石綿を含有する建材があれば、除去等してから作業する必要があります。

右の写真のように、あきらかに吹き付けられた石綿以外にも・・・



スレート



吹付石綿



吸音板やサイディング材



左の写真のような、スレートやサイディング材などのような板材に石綿が含まれている可能性がありますので、解体・改修する場合は事前に確認する必要があります！

石綿含有が不明な場合は、アスベストアナライザーと呼ばれる、現場（オンサイト）で測定可能な装置があります！！

住民の方々や作業員が安心して生活、作業できるよう、適切に処理しましょう！
ご安全に！



厚生労働省

富山労働局

高岡労働基準監督署



(R6.7)

令和6年能登半島地震の災害復旧工事を行う皆さまへ



災害復旧工事を行う場合の5つの注意点について

令和6年能登半島地震による災害の復旧工事が、高岡労働基準監督署管内において多く発注されています。高岡労働基準監督署は、地震発生後から継続的に災害復旧工事パトロールを実施しています。

災害復旧工事パトロール実施時に、当署職員が注意した点をまとめましたので、以下の点に注意して作業しましょう！



保護帽（ヘルメット）

高所ではない箇所でも・・・
保護帽の着用を行い飛来物対策を
しましょう！



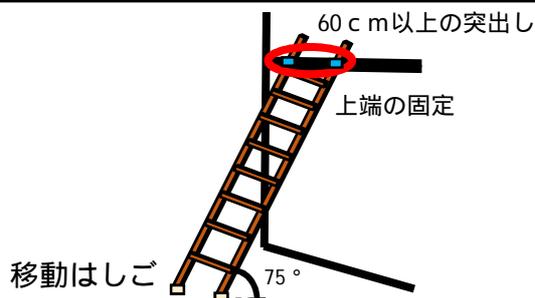
耐切創保護手袋

がれき等を扱う場合は・・・
耐切創保護手袋を使いましょう！



使い捨て式及び取替式防じんマスク

粉じん作業を行う場合は・・・
呼吸用保護具を装着しましょう！



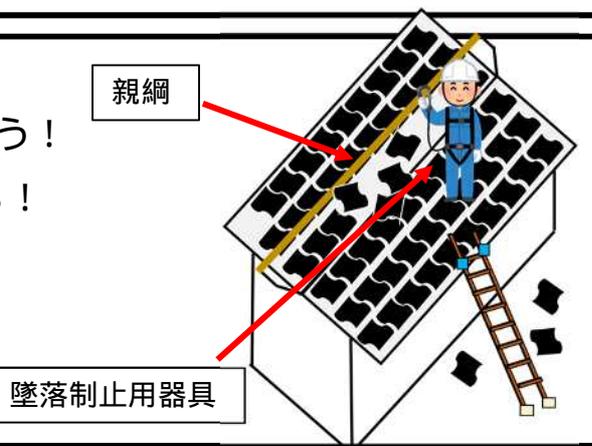
移動はしごを使用する場合は・・・
上端もしっかり固定しましょう！

瓦の葺き替えを行う場合は・・・
親綱と墜落制止用器具を使用しましょう！

屋根上への親綱取付方法は下のQRから！



足場の設置が困難な屋根上作業での
墜落防止対策のポイント



厚生労働省

富山労働局

高岡労働基準監督署

